

障害福祉サービス等に係る留意事項 (共通:指導事例等)

和歌山県障害福祉課 施設福祉班

次第

1. 運営に関する基準

2. 設備に関する基準

3. 報酬算定に関する事項

4. その他

5. ご参考

1. ○○に関する基準

- ・基準省令の項目

- ・運営指導で確認した不適切事例

注意点や改善ポイント等

1. 運営に関する基準

1. 運営に関する基準

個別支援計画の作成にかかる一連の業務が適切に行われていない場合も個別支援計画未作成減算の対象となり、給付費返還の対象となります。

個別支援計画の作成等

- ・個別支援計画が作成されていない。
- ・個別支援計画の見直しがされていない。
- ・個別支援計画の作成に際しては①利用者に面接しての**アセスメント**②アセスメント結果や利用者と家族の意向を踏まえた**原案の策定**③担当者等を集めての**作成会議の開催**④原案の**利用者又は家族への説明及び同意**⑤作成後の**モニタリング及び見直し**が必要となります。
- ・また、個別支援計画について
 - ア) 少なくとも**6か月に1回以上見直しが必要なサービス**
(療養介護、生活介護、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)
 - イ) 少なくとも**3か月に1回以上見直しが必要なサービス**
(自立訓練、就労移行支援、自立生活援助)

1. 運営に関する基準

個別支援計画の作成等

- ・個別支援計画について、説明した日（同意した日）の記載が漏れている、利用者又は家族への説明及び同意に係る署名等が行われていない。

- ・個別支援計画の作成については、作成会議を行い内容（原案）が出来上がっていたとしても、当該計画について利用者又は家族への説明及び同意がなければ、作成に係る一連の業務が完了したことにはなりません。

1. 運営に関する基準

下記に記載している①②③のいずれか1つでも実施していない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となり、給付費返還の対象となります。

身体拘束等の禁止

- ・身体拘束適正化検討委員会が開催されていない。
- ・身体拘束等適正化指針が整備されていない。
- ・身体拘束適正化検討委員会の開催や、身体拘束等適正化研修の実施に係る記録が適切に保管されていない。

- ・身体拘束等の適正化については、①身体拘束適正化検討委員会の開催（年に1回以上）、②身体拘束等適正化指針の策定、③身体拘束等適正化研修の実施（年に1回以上）が義務付けられています。

※身体拘束適正化委員会は、虐待防止委員会と一体的に開催可。

1. 運営に関する基準

衛生管理等(感染症対策)

- ・感染症及び食中毒を予防・まん延防止するための対策を検討する委員会(感染対策委員会)が開催されていない。
- ・感染症及び食中毒の予及びまん延防止のための指針の整備が整備されていない。
- ・感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練が実施されていない。

・感染症対策については、①感染症対策委員会の開催及びその結果の従業者への周知徹底、②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備、③感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練 を適切に実施する必要があります。(障害福祉サービス基準省令第34条ほか)

※訪問系など一部のサービスは、食中毒対策は不要です。

※感染対策委員会、研修及び訓練については、求められる頻度がサービスによって異なります。

※研修及び訓練については、感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練と一体的に実施可。

1. 運営に関する基準

下記に記載している①②③のいずれか1つでも実施していない場合、虐待防止措置未実施減算の対象となり、給付費返還の対象となります。

虐待の防止について

- ・虐待防止のための委員会の設置及び開催、研修の記録、担当者が確認できなかった。

- ・虐待防止については、①虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催（年に1回以上）、②従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施（年に1回以上）、③これらの措置を適切に実施するための担当者の配置 が義務付けられています。（障害福祉サービス基準省令第40条の2ほか）

1. 運営に関する基準

業務継続計画の策定及び当該計画に従い必要な措置が講じられていない場合、業務継続計画未策定減算の対象となり、給付費返還の対象となります。

業務継続計画の策定等

- ・非常災害用業務継続計画、感染症用業務継続計画が策定されていない。
- ・業務継続計画自体はあるが、事業所周辺のハザードマップが添付されていない(被害想定が不明)、優先業務の選定がされていない、記載した備蓄品どおり備蓄していない。
- ・利用者安否確認シートなど、添付すべきシートが添付されていない。
- ・**非常災害用業務継続計画及び感染症用業務継続計画**を厚生労働省のガイドラインに沿って策定してください。
- ・事業所周辺ハザードマップなど、業務継続計画に必要な書類を添付してください。
- ・事業所として必要と認めた備蓄品は、そのとおり備蓄してください。(言行一致)
- ・年に1回以上、業務継続計画に基づく研修及び訓練を実施してください。
(障害福祉サービス基準省令第33条の2ほか)

1. 運営に関する基準

第三者評価の実施状況について

- ・重要事項説明書において、第三者評価の実施状況の記載漏れがあった。

- ・**重要事項説明書**に、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）を記載してください。（障害福祉サービス基準省令第9条ほか）

1. 運営に関する基準

利用者等に負担を求めることができる金銭等

- ・「運営協力費」などのあいまいな名目で利用者等から金銭の支払いを受けていた。

- ・介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることはできません。(障害福祉サービス基準省令第20条ほか)
- ・その他の日常生活費の取扱いについては、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成18年12月6日付け障発第1206002号)、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成24年3月30日付け障発0330第31号)を確認してください。

1. 運営に関する基準

記録の整備

- ・5年間保存が必要な記録を破棄していた。
- ・契約書に記載の記録整備期間が「契約の終了後2年間」となっていた。

事業者は、従業者・設備・備品及び会計に関する諸記録を整備する必要があります。
少なくとも以下の記録については**5年間の保存**が必要です。

- ・サービス提供に係る記録 ・個別支援計画 ・身体拘束等の記録
- ・苦情の内容等に係る記録 ・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ・利用者等が偽りその他不正の行為により給付費の支給を受けようとしたこと等に関する市町村への通知に係る記録

2. 設備に関する基準

2. 設備関連

非常災害対策

- ・非常災害に必要な設備として自動火災報知機が設置されていなかった。
- ・カーテンが防火機能を持ったものではなかった。
- ・地震による転倒防止対策として、背の高い家具やロッカー等を壁に固定するなど転倒防止措置が講じられていなかった。

事業者は「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」を設けなければならない。
「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、**消防法その他法令等に規定された設備のこと。**

3. 報酬算定に関する事項

3. 報酬算定に関する事項

福祉・介護職員処遇改善加算

- ①キャリアパス要件Ⅱについて研修機会の提供は行っているが、計画の策定がなされていなかった。
- ②キャリアパス要件Ⅰについて書面で確認できなかった。

- ①介護職員等の職務の内容等を踏まえ、介護職員等と意見交換しながら、**資質向上のための具体的な計画を策定**し、当該計画に沿って研修の機会の提供や資格取得のための支援の実施に取り組んでください。
- ②明確な根拠規定を**書面で整備**し、**全ての職員に周知**してください。

3. 報酬算定に関する事項

福祉・介護職員処遇改善加算

- ①キャリアパス要件Ⅲの「資格等に応じて昇給する仕組み」「資格取得のための支援の実施等」が整備されていなかった。
- ②キャリアパス要件Ⅲの「一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み」について、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていなかった。

- ・①②ともに福祉・介護職員処遇改善加算を算定する場合、仕組みを整備しておく必要があります。
- ・算定要件を満たしていない場合、給付費返還の対象となることがあるので注意してください。

4. その他

4. その他

業務管理体制の届出 (障害者総合支援法第51条の2、51条の31 児童福祉法第21条の5の26・第24条の19の2・第24条の38)

- ・法令遵守責任者について掲示している氏名と業務管理体制届出上の氏名が異なっていた。
- ・2以上の都道府県にて事業を実施している事業者が、業務管理体制の届出を本来の届出先である厚生労働大臣又は内閣総理大臣に届け出ているか否について、運営指導にて確認が取れなかった。

- ・新たに事業所の指定を受けた場合は業務管理体制の届出を行ってください。
- ・事業所名、所在地名、法令遵守責任者等を変更した場合は業務管理体制の変更届出を行ってください。

4. その他

会計

- ・AサービスとBサービスを区分せず会計処理をしていた。
- ・就労支援事業会計処理をしていなかった。

- ・会計については、サービス事業所ごとに経理区分の上、A事業とB事業を会計区分してください。
- ・就労支援事業を実施する法人においては、就労支援事業会計処理基準に則った会計処理を行ってください。

5. ご参考

5. ご参考

スポットワーク(いわゆるスキマバイト)の利用について

スキマバイトにより採用した職員を配置する事例が見受けられますが、

- ① 事業者には、利用者の意向、適性、障害特性等を踏まえた個別支援計画に基づくサービス提供や、その効果の継続的な評価等を行うことで、適切・効果的なサービス提供が求められていること
 - ② サービスの提供に係る人員は、月単位での必要な員数等の確保が基本となること
- を踏まえ、以下に留意するようにお願いします。

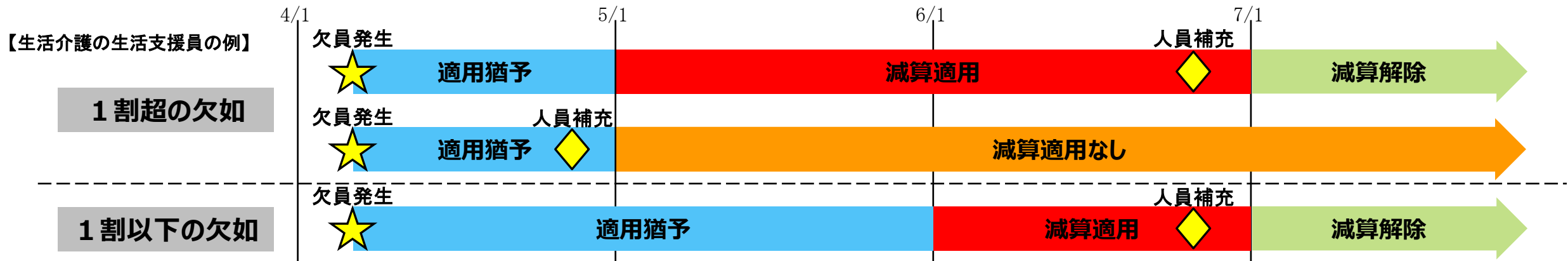
- ・ 1～2日程度のごく短期間の単発的な就労が頻回に発生するような事態は、適切なサービス提供体制が整っていないという判断につながり得るものであり、望ましくないものであること。
- ・ スキマバイトにより採用した職員による支援をやむを得ず検討する場合も、その職員が、支援に必要な知識・経験を備えているか等を、事業者自らが慎重に確認・判断することが必要であること。
- ・ その上で、個別支援計画を踏まえた適切・効果的なサービス提供となるよう、例えば、障害福祉サービス等の直接支援の経験がないような職員に対しては、研修を実施した上で、経験豊富な職員を常に随伴させた上で支援に当たらせる等、事業所として適切な支援体制を確保すること。

5. ご参考

人員基準欠如減算の考え方

- 適正なサービスの提供を確保するため、生活支援員、就労支援員、世話人、児童指導員等の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合は、減算対象となりますが、その適用関係を例示すると、次のとおりです。

※人員基準を満たした上で一定の従業者を加配することにより算定できる加算（例：賃金向上達成指導員配置加算、児童指導員等加配加算 など）の算定可否は、人員基準欠如減算の適用と連動しませんのでご注意ください。（人員に欠員が生じている月（人員基準を満たすことができていない月）は算定不可（例：下図の減算適用なしの例であっても、4月については上記加算は算定不可））



障害福祉サービスに係る留意事項（共通：指導事例）は以上となります。
